

総合評価落札方式運用マニュアル

令和7年4月

浜松市財務部調達課

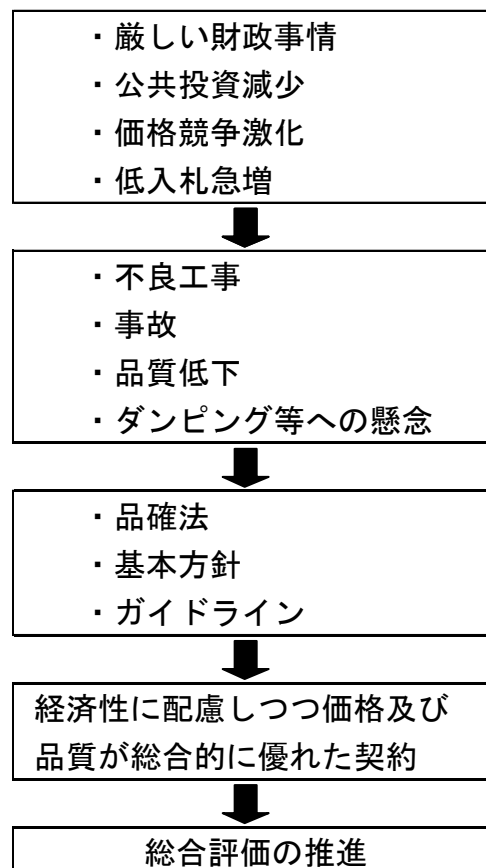
目 次

	頁
1 はじめに	1
(1) 法制定の背景等	1
(2) 意義	2
(3) マニュアルの目的	2
2 総合評価落札方式の概要	2
(1) 総合評価落札方式の特徴	2
(2) 概要図	3
(3) 総合評価落札方式の類型	4
(4) 事前審査型と事後審査型	4
(5) 総合評価の手順・方法	5
(6) 評価点の付与方法	5
(7) 落札者の選定方法	6
3 手続きの流れ（標準的な事務フロー）	8
4 簡易型、特別簡易Ⅰ・Ⅱ型、標準型、高度技術型の 評価項目・評価基準・加算点	12・別添
(1) 評価項目	12
(2) 評価基準の設定方法	13
(3) 配点の配分及び評価方法	14
5 評価内容の担保とペナルティ	16
6 入札公告手続き	18
(1) 入札公告時の明示事項	18
(2) 入札公告の明示書式及び技術提案提出様式例	18
7 中立的かつ公正な審査・評価の確保	19
8 おわりに	19
9 様式集	20
10 前年度からの主な改正点	33

1 はじめに

(1) 法制定の背景等

- 公共工事の入札に関しては、これまで、入札価格による競争であったが、厳しい財政状況などにより公共投資が減少する中で、価格競争が激化し、低価格での入札が急増している。これに伴い、今後、不良工事の発生や工事中の事故、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されている。
- このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行された。品確法第3条「基本理念」においては、「公共工事の品質は、（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされている。
- また、平成17年8月に閣議決定された政府「基本方針」においても、「契約の相手方の決定にあたっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。」としており、「総合評価落札方式」の適用を基本とすることなどが示されている。
- 品確法は、平成26年6月、令和元年6月及び令和6年6月に改正され、災害時の緊急対応の充実・強化、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善等、受発注者の責務に係る規定が盛り込まれた。



(2) 意義

- 「総合評価落札方式」においては、技術的能力を有する者が施工することにより、工事の品質向上はもとより、工事目的物の性能向上、コスト縮減、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に確保され、市にとっての利益の向上が期待できる。また、価格だけによらない競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

(3) マニュアルの目的

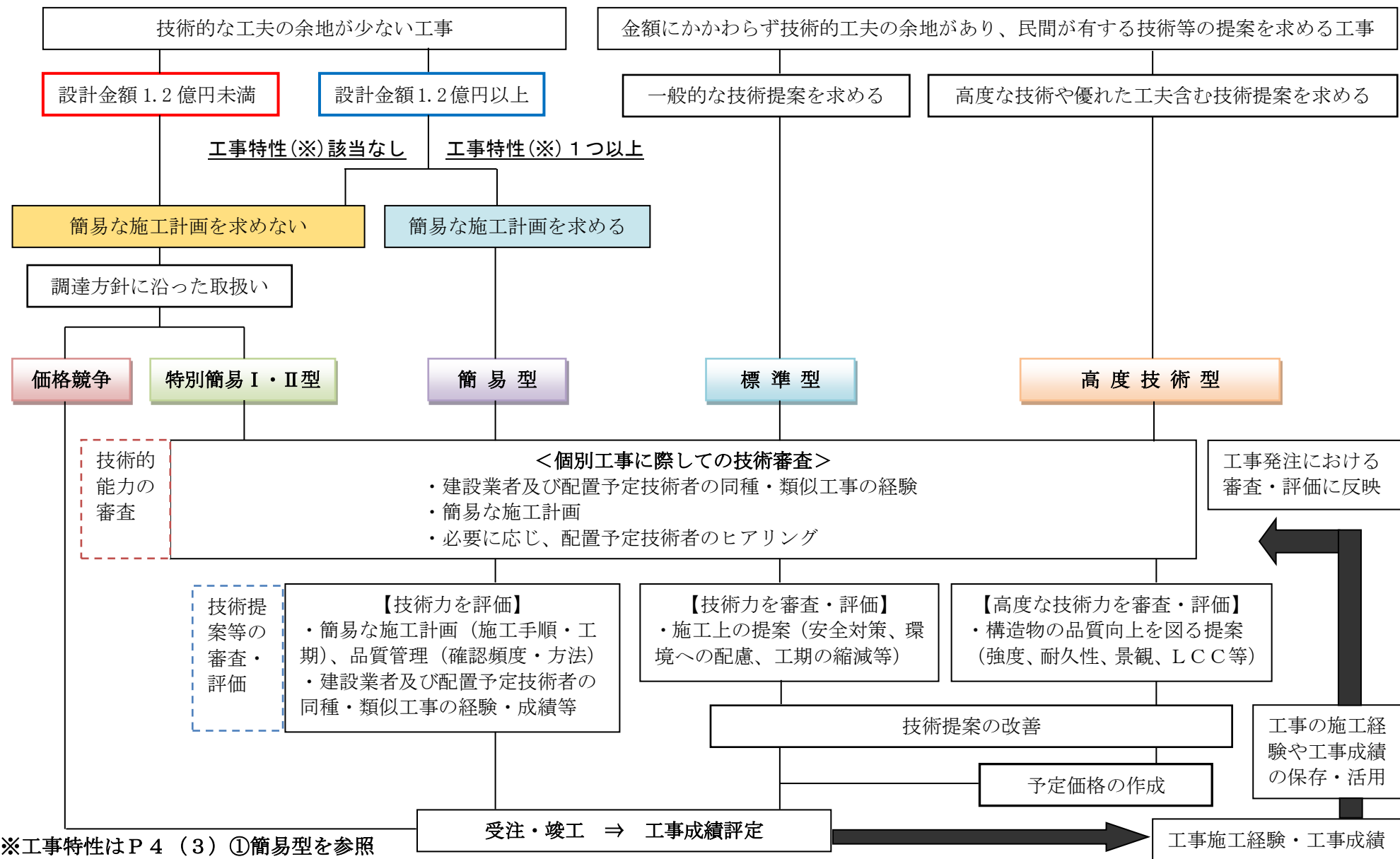
- 品確法の施行及び国の「基本方針」を受け、本市としても価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」を段階的に導入する方針としている。また、平成18年4月に策定された「浜松市行政経営計画」においても「総合評価落札方式の導入」を取組目標の一つとして掲げている。
- このためマニュアルでは、総合評価落札方式を適用する意義等を示すとともに、効果的・効率的な評価項目の設定や、円滑な実施を確保するために必要な実施手順を明らかにすることを目的とした。

2 総合評価落札方式の概要

(1) 総合評価落札方式の特徴

- 「総合評価落札方式」は、従来の価格競争とは異なり、入札参加者から提示された価格と技術提案等の内容について総合的に評価を行い、最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。このため、この方式を適用する場合は、「この工事で、何のために技術提案等を求めるのか」といった目的を明確にすることが重要である。
- 例えば、標準型・高度技術型（P4参照）においては、工事目的物の品質や施工に係る技術的課題の解決のほか、広く公共工事に求められる社会的要請（例えば、環境の維持、リサイクルの推進等）への貢献など、当該工事の実施を通じて価格以外の価値を追求していくことが重要である。この観点から、当該工事に係る技術提案はもとより、企業の有する技術力や配置技術者の能力を評価することも必要である。
- 目的とするところは「当該工事を通じた価格以外の価値の提供」であり、そのための実現手段として「総合評価落札方式」がある。従って、「当該工事を通じて解決すべき課題認識なしに、技術提案等の評価なし。」といっても過言ではない。

(2) 概要図



(3) 総合評価落札方式の類型

- 原則、一般競争入札で設計金額が3,500万円以上又は1,000万円以上3,500万円未満で総合評価落札方式による入札が適切と思われる工事の中から、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、「①簡易型 ②特別簡易Ⅰ型 ③特別簡易Ⅱ型 ④標準型 ⑤高度技術型」のいずれかの方式を適宜選択する。

①簡易型
設計金額1億2,000万円以上で、工事成績採点表の考査項目「工事特性」に該当する評価対象項目が一つ以上見込める工事において、技術的な工夫の余地が小さい工事でも、施工の確実性を確保することは重要であるため、「簡易な施工計画や施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度の視点における評価項目」と価格との総合評価を行う。
②特別簡易Ⅰ型
設計金額3,500万円以上で、簡易型に比べ、技術的な工夫の余地が小さい工事や技術力の差がつきにくい工事について、「施工実績や配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度の視点における評価項目」と価格との総合評価を行う。
③特別簡易Ⅱ型
設計金額3,500万円未満で、特別簡易Ⅰ型に比べて価格帯が低く、災害対応を含む地域の社会資本の維持管理や整備の観点から地域性を重視するため、「施工実績や地域精通度・地域貢献度の視点における評価項目」と価格との総合評価を行う。
④標準型
技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者が施工上の技術提案を求める場合は、簡易型における評価項目のほか、「安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等」の観点から評価項目を設定し価格との総合評価を行う。
⑤高度技術型
技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、「強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等」の観点から評価項目を設定するほか、簡易型の評価項目も含めて、価格との総合評価を行う。

(4) 事前審査型と事後審査型

- 総合評価落札方式を実施する場合、簡易型、特別簡易Ⅰ・Ⅱ型において、施工計画及びその他公告で定める審査資料以外の資料の確認を入札後に行う事後審査型を採用できるものとする。

① 事前審査型
入札前に全ての審査資料（数値の根拠資料も含む）の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い、落札者を決定する。
② 事後審査型
入札前に一般競争入札参加資格確認申請書、自己評価申請書（様式1-2）、施工上配慮すべき事項に対する技術的所見（様式2 ※簡易型の場合のみ）及び同種・類似工事の根拠資料、その他公告で定める書類の提出を求め、暫定の評価値を算出する。入札後、落札候補者のみに対してその他資料の提出を求めて評価の詳細な確認を行い、落札者を決定する。

(5) 総合評価の手順・方法

○ 手 順

- ①入札参加者から提示された「価格以外の要素」である技術力等を点数（評価点）として評価。
- ②入札参加者による「価格」の入札。
- ③技術力等に対する「評価点」と、入札した「価格」の比（評価値）で提案の優劣を評価。なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確な場合等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う。

○ 方 法

価格及び技術力等に係る総合評価は、技術力等の各評価項目の得点の合計（評価点）を当該入札価格で除して得た数値をもって行う「除算方式」を標準とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格として算出する。

具体的には、次式で示す「評価値の最も高い者」を落札者とする。

入札価格 ≥ 調査基準比較価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点(標準点100点+評価項目ごとの加算点の計)}}{\text{入札価格}}$$

入札価格 < 調査基準比較価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点(標準点100点+評価項目ごとの加算点の計)}}{\text{調査基準比較価格}}$$

(6) 評価点の付与方法

- 評価点を付与する場合は、次の手順で実施する。

- ①標準点の付与
- ②評価項目の設定
- ③評価項目ごとの加算点

①標準点の付与

「標準点」とは、入札説明書等に記載された発注者の示す標準案の状態、つまり予定価格を算出した標準的な状態を満足する場合に対応する基礎点である。標準点は「100点」とする。このため、例えば入札参加者の提案内容等が、発注者が示している最低限の要求事項を満たしていない場合は、入札参加資格がない「欠格」の扱いとなる。

②評価項目の設定

評価項目は、適切に設定するものとする。

③評価項目ごとの加算点の設定

評価項目ごとに、評価の程度に応じて「加算点」を設定する。

加算点の合計は、下記の範囲とする。（一部の工事に別途追加加算あり）

・簡易型	29.5 点
・特別簡易Ⅰ型	19.4 点
・特別簡易Ⅱ型	10.9 点
・標準型	49.0 点
・高度技術型	その都度定める。

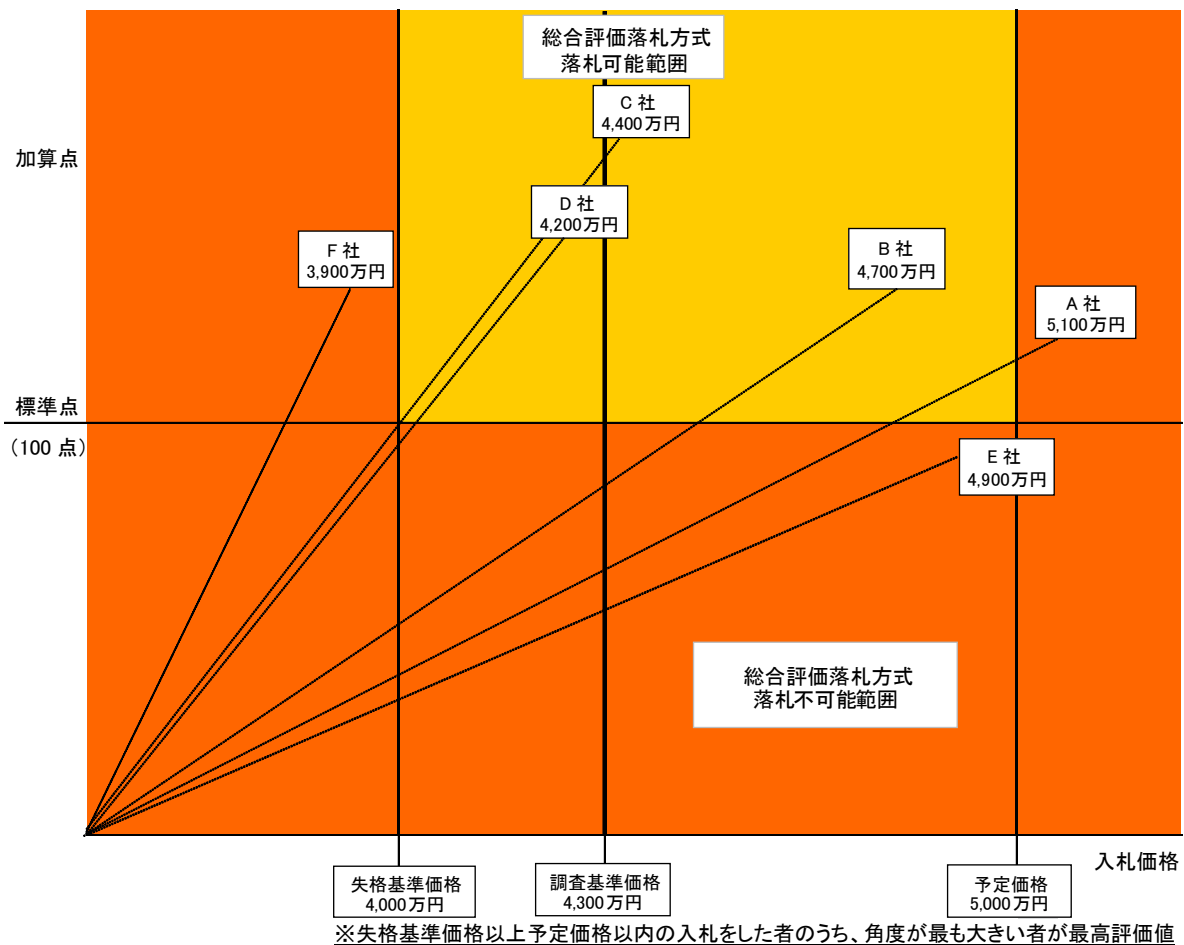
（７）落札者の選定方法

○ 落札者は、次の三つの要件を満足する者の中から選定する。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であり、失格基準価格を下回っていないこと。
（最低制限価格は適用しない）
- ②価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。
- ③評価値が基準評価値を下回っていないこと。

評価値	=	$\frac{\text{評価点（標準点＋加算点）}}{\text{入札価格〔調査基準比較価格〕}}$	≥	基準評価値	=	$\frac{100 \text{ 点（標準点）}}{\text{予定価格（標準案のコスト）}}$
-----	---	---	---	-------	---	---

○ 三つの要件を満足する提案を行った者の中で、「評価値が最も高い者」を落札者として選定する。



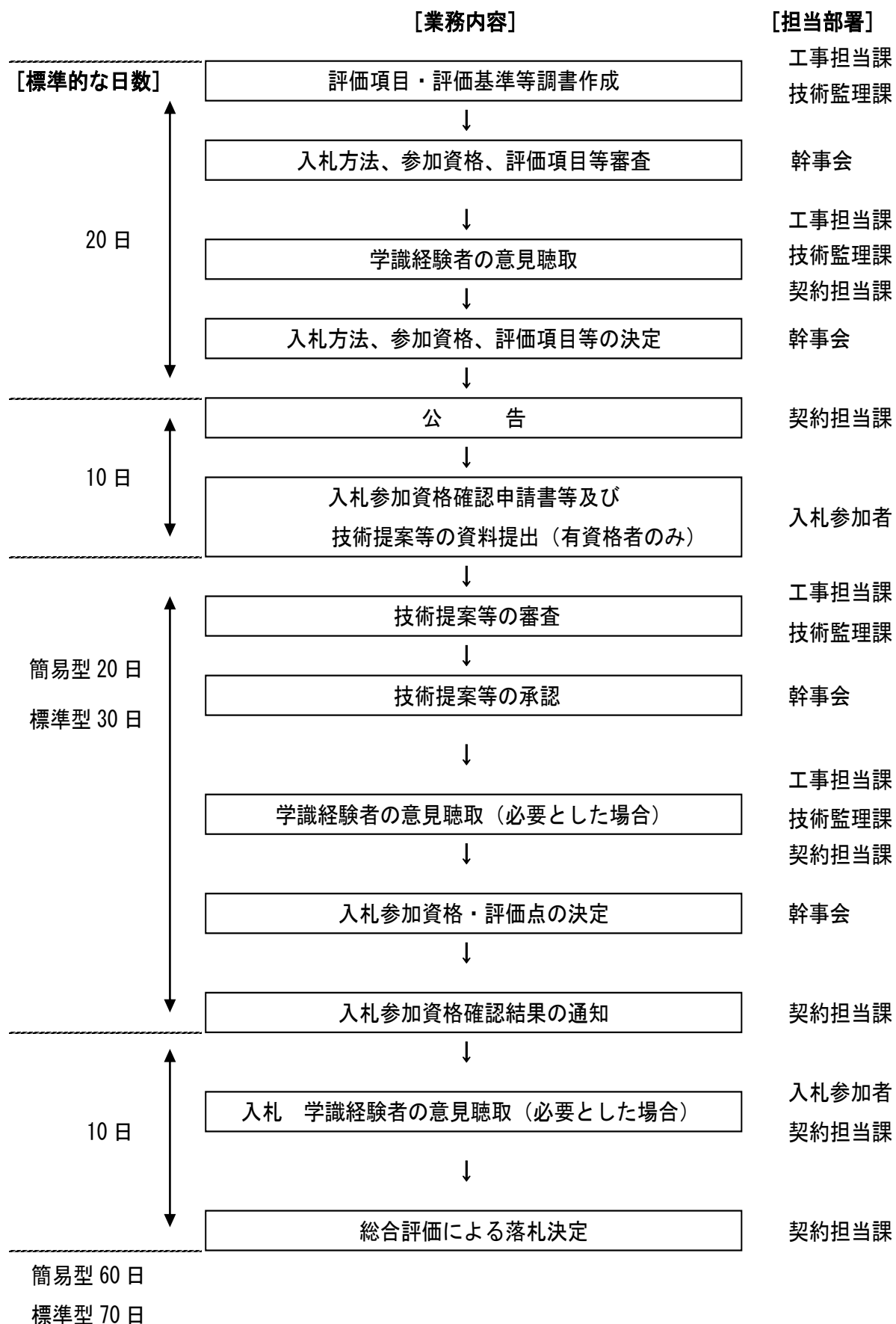
- ・A社は予定価格超過。
- ・B社、C社、D社及びE社は基準評価値を上回るが、C社の評価値がB社、D社及びE社を上回るため、C社が落札者となる。
- ・D社は入札価格が調査基準価格を下回るため、調査基準価格の 4,300 万円を評価値算定上の入札価格として算出している。
- ・E社は評価点 95 点で評価値を算出している。基準評価値を下回るため、落札候補者とはならない。
- ・F社は入札価格が失格基準価格を下回るため、失格となる。

＜例＞ 予定価格 5,000 万円、調査基準価格 4,300 万円、失格基準価格 4,000 万円
基準評価値 20.0000

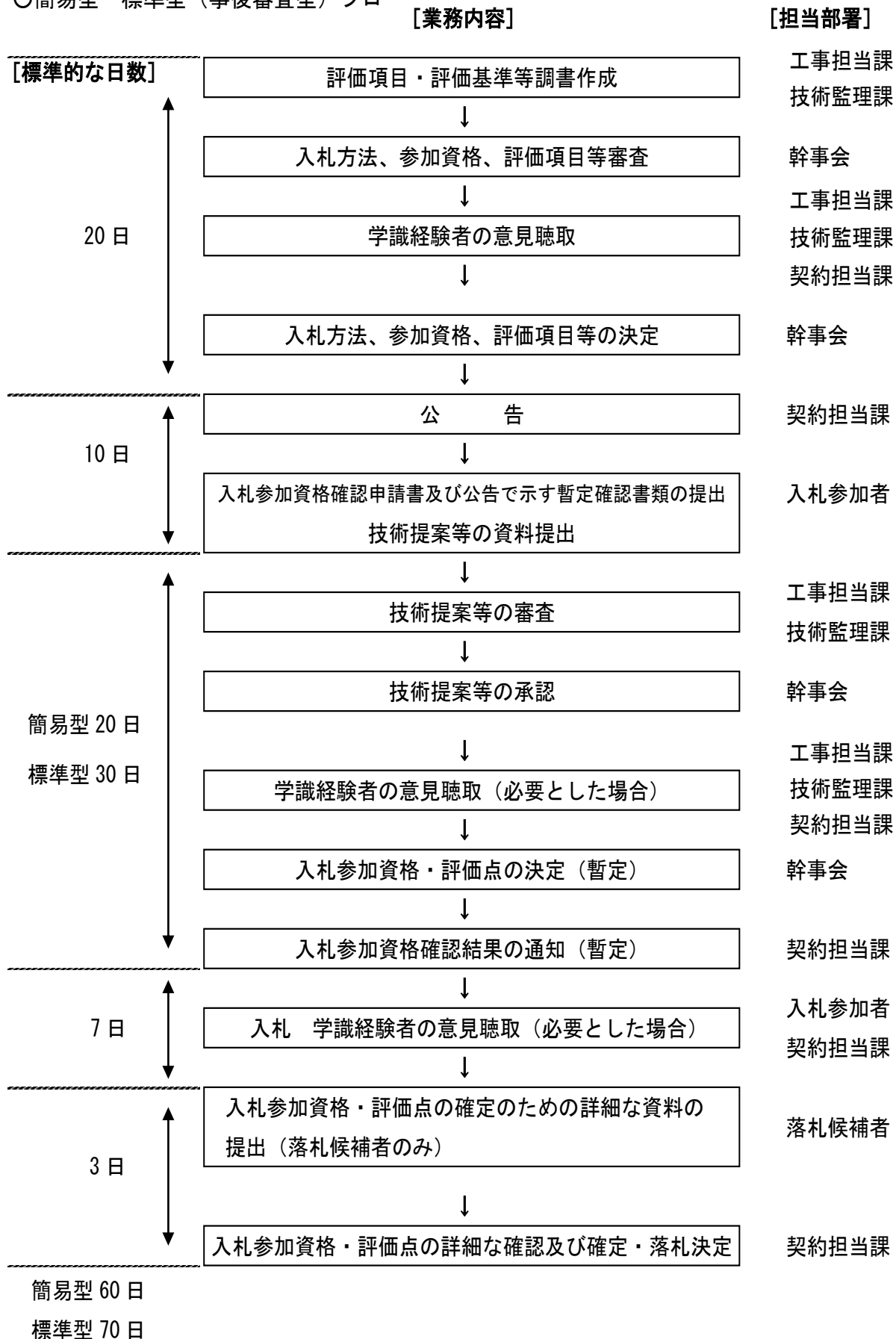
	入札価格 ①	評価点 ②	評価値 (②/①) × 10000000	順位	備考
A 社	5,100 万円	110	21.5686	—	予定価格超過
B 社	4,700 万円	115	24.4680	3	
C 社	4,400 万円	125	28.4090	1	落札（最高評価値）
D 社	4,200 万円	120	27.9069	2	調査基準価格を入札価格として評価値を算出
E 社	4,900 万円	95	19.3877	—	
F 社	3,900 万円	115	—	—	失格

3 手続きの流れ（標準的なフロー）

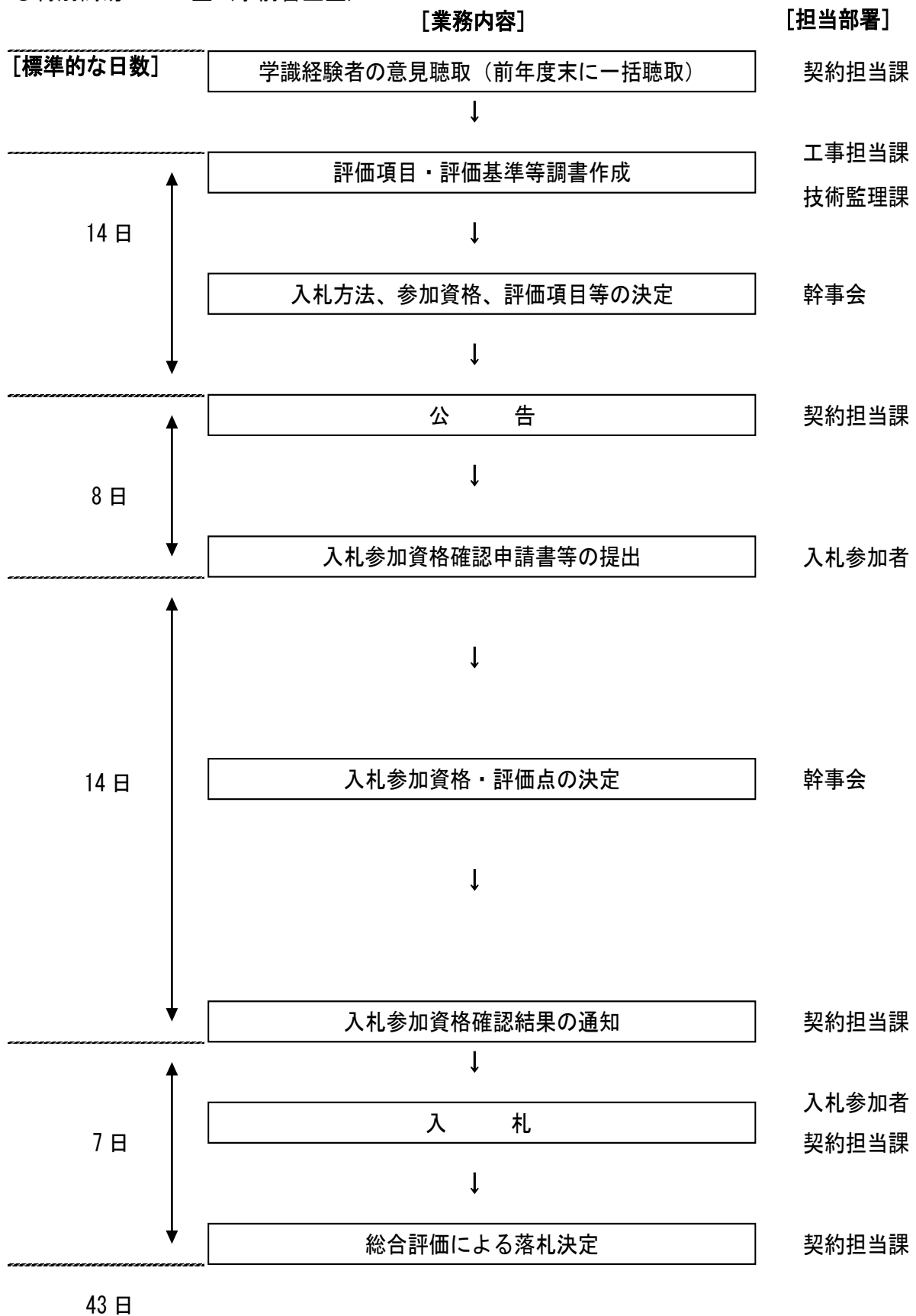
○簡易型・標準型（事前審査型）フロー



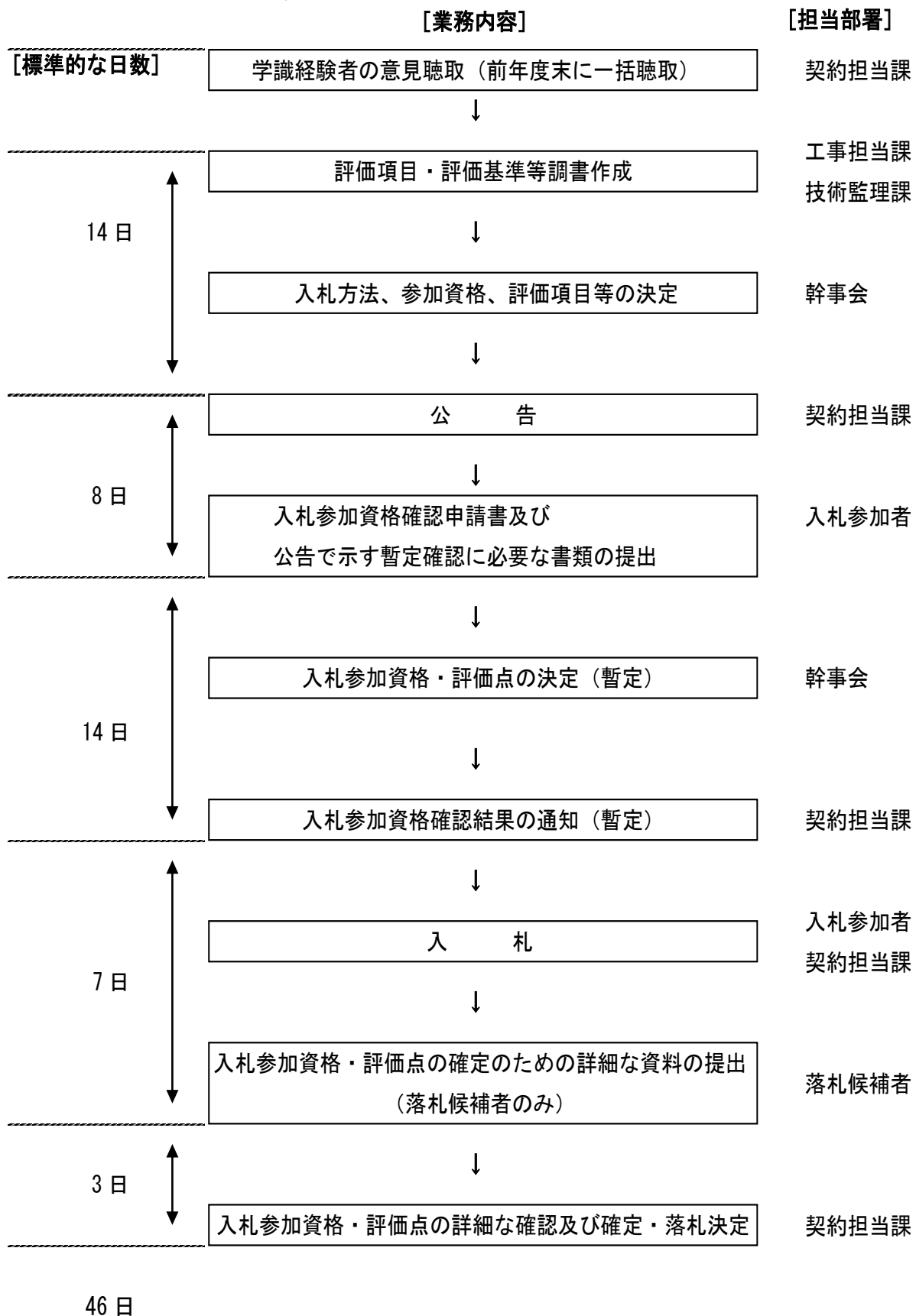
○簡易型・標準型（事後審査型）フロー



○特別簡易Ⅰ・Ⅱ型（事前審査型）フロー



○特別簡易Ⅰ・Ⅱ型（事後審査型）フロー



4 簡易型、特別簡易Ⅰ・Ⅱ型、標準型、高度技術型の評価項目・評価基準・加算点

(1) 評価項目

○ 簡易型

「簡易な施工計画、施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度」の視点から評価項目を設定する。原則として全ての評価項目を適用するものとするが、公告した業種に該当しない評価項目や参加条件、工事内容等により全ての参加者が加点の対象とならない評価項目はあらかじめ削除することができる。

○ 特別簡易Ⅰ型

「施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度」の視点から評価項目を設定する。原則として全ての評価項目を適用するものとするが、公告した業種に該当しない評価項目や参加条件、工事内容等により全ての参加者が加点の対象とならない評価項目はあらかじめ削除することができる。

○ 特別簡易Ⅱ型

「施工実績、地域精通度・地域貢献度」の視点から評価項目を設定する。原則として全ての評価項目を適用するものとするが、公告した業種に該当しない評価項目や参加条件、工事内容等により全ての参加者が加点の対象とならない評価項目はあらかじめ削除することができる。

○ 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象とすることから、簡易な施工計画の代わりに入札参加者から「技術提案」を求めるものとする。「技術提案」の内容は、工事の特性や施工場所等を考慮する中で「総合的なコスト・性能強度等・環境の維持」の視点から、提案内容の履行の検証等も考慮したうえで、適切な評価項目を選定するものとする。

また、公告した業種に該当しない評価項目や参加条件、工事内容等により全ての参加者が加点の対象とならない評価項目はあらかじめ削除することができる。

○ 高度技術型

技術的な工夫の余地の大きい工事のうち、「高度技術提案」を求める工事を対象とすることから、工事の特性や施工場所等を考慮する中で「総合的なコスト・性能強度等・環境の維持」の視点を中心に、適切な評価項目を選定するものとする。

※最低限の要求要件

評価項目ごとに、必要に応じて「最低限の要求要件」を設け、この要求要件を満たしている場合にのみ得点を与え、満たしていない場合は「欠格」とし入札参加資格を有しないとすることができる。この場合は、その旨を予め入札公告で明示する。

- 標準型及び高度技術型における「技術提案」に関する評価項目設定にあたっての留意事項

	技術提案における留意事項
①	当該工事について、特に課題となる事項を抽出して評価項目を設定する。(例:騒音対策が課題→騒音低減、工期短縮等)
②	評価項目は、当該工事の契約においてその履行が確保できるものに限るものとし、確保できないものは評価項目としない。
③	評価項目は、複数設定することも可能である。なお、評価項目に対する加算点は、その必要度・重要度を勘案して必要な場合には変更することもできるものとする。
④	評価項目が、入札価格と類似(又は関連)する等、二重評価とならないよう扱うものとする。

(2) 評価基準の設定方法

- 評価項目については、評価する基準を可能な限り具体的に示すものとする。具体的には、性能等を数値化して「定量的」に評価できるものは数値で示し、「定性的」に表現せざるを得ないものについては、可能な限り具体的に入札説明書等に記載し、入札参加者がどのような技術提案等を行えば、どれだけの加算点が得られるかといった評価方法を明らかにしておくことが必要である。

(例)「交通規制期間の短縮」を評価基準とする場合、その達成状況を「規制の開始から終了までの期間」で検証するのか、あるいは「実際の規制実日数」を求めるのか、標準案評価の前提条件や施工中・施工後の検証方法を明確にし、契約締結後に入札参加者との間でトラブルが発生しないように配慮する必要がある。

また、何らかの方法により測定等を行う場合は、その測定時期・方法や求める精度等を明らかにしておくべきである。

①「施工計画」に関する評価項目における評価基準・指標

簡易な施工計画等による技術的資料の提出を求め、技術的能力の審査を行う。

「定性的」な評価項目のため、より客観的に評価するための「評価指標」を設ける。

※技術提案を求める総合評価落札方式(簡易型)活用手引き参照(技術監理課作成)

②標準型・高度技術型において「技術提案」を求める場合の評価基準等

(例) 工事条件と評価項目、評価指標の関係

	工事条件・課題事項	評価項目	評価基準・指標
①	市街地(住宅近接)での夜間工事	継続日数(工期短縮)	騒音を伴う工事期間の短縮日数
②	学校等近接箇所での昼間工事	騒音対策	低騒音型機械の導入率

- 評価指標については、評価項目に対する「技術提案等の内容を公平・公正に評価」できるものを選定する。その上で、評価指標の設定にあたっては「測定方法等について検証可能」なものでなければならない。

(例) 低騒音型機械: 調書により保有機械の確認、現場での使用状況の確認

(3) 配点の配分及び評価方法

〈配点の配分〉

- 評価項目ごとの評価基準(指標)を用いて、「評価する範囲」と技術提案等の内容に応じて「配点」を付与する。

①簡易型

施工の確実性が重要なことから「施工計画」を中心とした配分を行う。

施工計画 12.0 点	施工実績・品質管理 6.5 点	
配置予定技術者の能力 4.0 点	地域精通度等 7.0 点	計 29.5 点

②特別簡易Ⅰ型

施工実績、配置予定技術者、地域精通度・地域貢献度を中心とした配分を行う。

施工実績・品質管理 6.5 点		
配置予定技術者の能力 4.0 点	地域精通度等 8.9 点	計 19.4 点

③特別簡易Ⅱ型

施工実績、地域精通度・地域貢献度を中心とした配分を行う。

施工実績・品質管理 4.0 点	地域精通度等 6.9 点	
		計 10.9 点

④標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象とすることから、「技術提案」を求め「総合的なコスト・性能機能・環境の維持」を中心とした配分を行う。

技術提案 30.0 点	施工実績 6.0 点	
配置予定技術者の能力 6.0 点	地域精通度等 7.0 点	計 49.0 点

⑤高度技術型

技術的な工夫の余地が大きい工事で「高度な技術提案」を求めることから「総合的なコスト・性能機能・環境の維持」をより重視した配分を行う。

配点はその都度定める。

○ 配点を設定する際の留意事項

「除算方式」による総合評価は、「Value for Money」の考えのもとに評価を行うものであり、技術提案等を価格に対する価値の程度で評価するものである。このため、配点

は、求める性能の向上に必要な概算工事費や性能等によって得られる社会便益等を算出して予定価格と比較する方法等により、「価格に対してバランスのとれた配点」を設定することが必要である。

- 例えば、予定価格5千万円の工事において、技術提案等に対する配点を20点とした場合、次のように見なすこともできる。

加算点のコスト換算価値

$$20 \text{ 点} / 100 \text{ 点 (標準点)} \times \text{予定価格} = 1 \text{ 千万円 (20 点の価値)}$$

つまり、当該技術提案等に対して最大で1千万円相当の価値を認めていることになる。ただし、価格以外の技術提案等を求める事項は、必ずしもコスト換算可能なものとは限らないため一概には言えない場合もある。

- 配点は、評価項目によってもたらされる価値やメリットの程度について、発注者として説明できる範囲で設定する。従って、期待される価値やメリットに対して過大な配点を付与することは避けなければならないと同時に、受注者側にもオーバースペックとなるような提案をさせない課題設定、配点の検討が必要となる。
- 「品確法」や国の「基本方針」において総合評価落札方式は、「価格と価格以外の要素で総合的に評価する方式」として積極的な適用を示しているが、その前段に「経済性にも配慮し」と規定されていることに留意する必要がある。

＜配点の評価方法＞

- 配点を評価する方法としては、次の3つの方式がある。

- ①数値方式
- ②判定方式
- ③順位方式

- 性能等を評価する場合は、客観的な判定ができるよう、極力、数値化できる「①数値方式」によるものとし、数値化が困難で定性的に判定せざるを得ないものについては、「②判定方式」又は「③順位方式」のいずれか適切なものによるものとする。

①数値方式

この方式は、評価項目の性能等の数値を評価指標とし、その数値の範囲に応じて配点を付与する方式である。

標準的には、提示された最高の性能等の数値にその評価項目の配点の「満点」を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に「0点」を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じて案分した(あるいは提示された)配点を付与する方式である。

②判定方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目が該当する階層を判定し、それに応じた

点数を付与する方式である。

この場合、例えば、3階層（優／良／可）の判定では、一般的には「優」に該当する者には満点、「良」に該当する者にはその50%、「可」には0点を付与するものである。

入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとの階層数やその判定基準を設定することが必要である。なお、この方式による場合においても、「ポイント制」を併用するなど、評価の客観性を保ち説明責任が果たせるように配慮する。

※ポイント制：予めポイントを与える考査項目を設け、該当する項目の数や割合によってポイントを与える方式

③順位方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、「順位により点数を付与」する方式である。

標準的には入札参加者の最上位の者に「満点」を、最下位の者に「0点」を付与し、中間の者には均等に案分して点数を付与する方式である。

順位方式の際にも、先のポイント制を併用するなどにより、判断根拠を客観的に説明できるようにすることが望ましい。

5 評価内容の担保とペナルティ

○ 落札者の「技術提案等」については、評価内容を担保するために、契約書等へ提案内容の記載を行うとともに、監督・検査における履行の確認等が必要である。

○ 技術提案（施工計画を含む）の不履行に対する評価内容の担保とペナルティ

引渡前	引渡後
・ 修補請求 ・ 修補が困難又は合理的でない場合、契約金額の減額又は損害賠償の請求 ・ 工期遅延の場合には、履行遅延に伴う損害賠償の請求 ・ 簡易型の場合には、契約金額の減額及び損害賠償の請求は行わない。 ・ いずれの場合も工事成績評定点を減点（加算点1点につき▲2点・最大▲20点まで）	・ 修補請求 ・ 修補が困難又は合理的でない場合、コスト縮減効果が目標値に達しない場合等は、損害賠償の請求 ・ 簡易型の場合には、契約金額の減額及び損害賠償の請求は行わない。 ・ いずれの場合も工事成績評定点を減点（加算点1点につき▲2点・最大▲20点まで）

○ 技術提案以外（施工実績等）の評価点の減点

落札後に評価点を下回った場合は、工事成績評定点を減ずる。（加算点1点につき▲2点・最大▲20点まで）

○ ペナルティは、入札時の提案内容が万が一履行されない場合を想定し、提案内容の実施によって得られるはずの効用及びその代償の確保並びに適正な競争の維持に必要な措置について、入札公告時にあらかじめ提示しておく必要がある。

(例) 公告文における明示例

・技術提案(施工計画を含む)の不履行

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不履行部分の加算点分を評価点から減じ、減じた加算点1点につき工事成績評定点を2点減点する。なお、減点は最大で20点までとする。

・技術提案以外(施工実績等)の不履行

落札後に評価点を下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置(加算点1点につき2点減点)を行う。

○ ペナルティの設定にあたっては、その内容と与える条件等が発注者として契約内容の履行の担保に必要十分なものとなるように留意するとともに、技術提案による履行責任が過度の重責とならないようにペナルティの内容とこれを付与する条件の検討を行うことが必要である。

○ 「修補が困難又は合理的でない場合」としては、「修補に過分の費用がかかり」かつ「不完全履行の状態」が当該工事目的物の供用に重大な支障をきたさない場合、あるいは修補に相当の期間がかかり、施設の供用に支障をきたす場合などが考えられる。

○ ペナルティの設定例

評価点の再計算を行い、落札時の評価値との差額分を減額(損害賠償請求)する。

(例) 評価点110点、5千万円で落札した工事について、技術提案等が履行されず105点に減点の場合

110点		105点	
5千万円	≡	4,773万円	差額 227万円を減額

6 入札公告手続き

(1) 入札公告時の明示事項

○ 入札公告等を行う際には、入札説明書により次の事項(例)を明示するものとする。

①工事概要

総合評価落札方式の適用の旨

②競争入札参加資格（工事内容に応じて必要により設定）

ア 施工計画が適切であること。

イ 入札参加者及び配置予定技術者が同種・類以工事の施工実績を有すること。

ウ 入札参加者の工事成績評定の平均点が一定の点数を満たしていること。

③総合評価に関する事項

ア 入札の評価に関する基準

・評価項目(技術提案内容)

・評価基準

・評価項目ごとの評価基準

・評価項目ごとの最低限の要求要件

・得点配分

イ 総合評価の方法

ウ 落札者の決定方法

エ 評価内容の担保

・技術提案内容及び技術提案以外の不履行の場合における措置(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

④競争入札参加資格の確認等

ア 提出を求める技術資料

イ 配置予定技術者のヒアリングの有無

ウ 競争入札参加資格確認結果の通知

⑤入札及び開札の日時

⑥その他（技術資料の提出様式等）

(2) 入札公告の明示書式及び技術提案提出様式例

入札公告及び入札説明書の書式は、下記のとおりとする。

提出を求める技術的資料

・様式1 工事工程表(施工計画の実施手順の妥当性、工期設定の適切性)

・様式1-2 自己評価申請書

・様式2 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見

・様式3 企業の施工実績等

・様式3-2 障害者雇用状況内訳書

・様式4 配置予定技術者等の資格・工事経験等

・様式5 当該工事の関連分野における技術的所見

・様式6 技術提案書

7 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。
- このため、地方自治法施行令及び施行規則において、「地方公共団体において総合評価方式を行おうとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。」と規定されている。
- 学識経験者からの意見聴取については、対象とする工事の内容及び要求要件等を勘案し、過度の事務的負担とならないよう運用面で工夫を行うものとする。
 - ① 学識経験者には、公共工事の発注者の立場における実務経験者等も対象として含む。
 - ② 意見聴取の手段としては、委員会形式の他に、個別の面談による方法や電子メール等を活用する。
- なお、入札参加者の技術提案については、提案自体が知的財産であるといった認識のもと、他者に提案の内容に関する事項が知られることのないように配慮する。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよう、その取扱いに留意する必要がある。

8 おわりに

「総合評価落札方式」は、これまでの「価格競争」による落札者決定と大きく異なる新たな入札制度であり、本市も平成18年10月から導入したところであるが、マニュアルをもとに具体的な運用を重ねながら、本市の実状に照らして改善すべき事項があれば、適宜マニュアル等の改訂を行い、法律の基本理念に揚げられた「価格及び品質が総合的に優れた契約」を目指すものとする。

様式 1

工 事 工 程 表

工事名

会社名

項目	単位	数量	月			月			月			月			月			月			月			月			月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

※工程管理に関わる技術的所見
(工程計画において、基本的な方針を記載し、その際配慮した事項について簡潔に記載すること)

様式 1 - 2

自 己 評 価 申 請 書

工事名

会社名 _____

①過去 1 5 年間の会社の同種・類似工事の施工実績

同種・類似の区別	同種 ・ 類似 ・ なし
工 事 名	
発注機関名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態等	
工 事 概 要	
CORINS への登録	あり（CORINS 登録番号： ）・なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写しを省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしにかかわらず、必ず添付すること。

※受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

②その他の会社状況

優良工事表彰の有無	あり（表彰工事名： ）・なし
イメージアップ表彰・参加の有無	表彰あり（表彰工事名： ）・なし 参加あり ・ 参加なし
当該年度の受注工事件数 （業種：〇〇）	対象期間：参加対象案件と同業種において、同年度１年間に市と総合評価又は一般競争入札で契約締結した工事実績 ※該当する□にレ点をし、工事名称等を記載すること（２件まで） 受注件数 □ 〇件 ☒ １件 □ ２件以上 ①工事名称：令和〇〇年度 〇〇道路改良工事 当初契約金額： 〇〇〇〇〇円 契約日： 〇年 〇月 〇日 ②工事名称： 当初契約金額： 円 契約日： 年 月 日
I S O 認証取得状況	IS09001 ・ IS014001 ・ エコアクション 21 ・ なし
市内業者施工率	1 0 0 % ・ 8 0 % 以上 ・ 8 0 % 未満
災害対応	災害協定締結の有無 あり ・ なし
	災害基本法に基づく指定地方公共機関の指定 あり ・ なし 自社で応急危険度判定士を１名以上雇用 あり ・ なし
水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力	該当（地域内・地域外） ・ 該当なし
障害者雇用の状況	1 法定雇用率以上の雇用をしている 2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない
浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定	あり ・ なし
浜松市消防団協力事業所の認定	あり ・ なし
浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証	あり ・ なし
健康経営優良法人の認定	あり ・ なし
浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	あり ・ なし
浜松市 CSR 活動表彰	あり ・ なし

※参加申請にあたり、申請内容を証明する書類の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

※当該年度の受注工事の対象は、参加対象案件と同業種において、同年度１年間に市と総合評価又は一般競争入札で契約締結した工事実績を記載すること。（当該評価項目は、特別簡易Ⅱ型で設定）

※災害基本法に基づく指定地方公共機関とは、浜松建設業協会又は天竜建設業協会を意味し、その有無を記載すること。

※水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力に該当する場合について、地域内とは当該工事の施工場所の属する地域の当番に登録がある場合をいい、地域外とは当該工事の施工場所の属する地域の当番に登録がない場合をいう。この場合の地域とは、①中央区・浜名区（都田地区・新都田地区）、②浜名区（旧浜北区）、③天竜区、④浜名区（細江地区・引佐地区・三ヶ日地区）をいう。（当該評価項目は、水道管工事に適用）

※市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業の許可を受けた営業所を置く者への下請負額分の合計額（予定）の割合をいう。

※高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証及び外国人材活躍宣言事業所の認定とは、浜松市の各機関で発行する認定証等において認定・認証を受けていることが確認できる事業者であり、認定・認証期間中の者を対象とする。

※健康経営優良法人とは、経済産業省の健康経営優良法人認定制度により認定を受けていることが確認できる事業所であり、認定期間中の者を対象とする。

※浜松市 CSR 活動表彰とは、過去 2 年度中の「Star Prize 制度マイスター認定事業所の認定」又は「優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞」をいう。

③配置予定技術者等の資格・工事経験等

配置予定技術者の 氏名・年齢等	(生年月日：西暦 年 月 日 歳)	40 歳以下・女性
法令による資格・免許	(資格名 :) (取得日 : 年 月取得) (登録番号 :)	
同種・類似の区別	同種 ・ 類似 ・ なし	
工 事 名		
発注機関名		
施 工 場 所		
契 約 金 額		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
従 事 役 職		
工 事 内 容		
CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号 :) ・ なし	
優秀技術者表彰の有無	あり (表彰工事名) ・ なし	
配置予定技術者の継続教育の取組み状況	1 各団体の推奨単位以上の取得あり 2 各団体の推奨単位以上の取得なし (推奨単位未満を含む)	

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写し（変更契約書を含む）を添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写しを省略できない。工事カルテ等により、配置がされていたことがわかる資料も添付することとし、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしにかかわらず、必ず添付すること。

ただし、「④過去 15 年間の会社の同種・類似工事の施工実績」と工事実績が同じ場合は、重複して添付する必要はない。

※従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

※参加申請にあたり、配置予定技術者の年齢、法令による資格、免許、雇用状況、優秀技術者表彰及び継続教育について各団体の推奨単位以上を取得していることを証明する資料の提出は求めない。落札候補者のみ、開札後に提出すること。

施工上配慮すべき事項に対する技術的所見

工事名 :

会社名 :

施工上配慮すべき事項	
------------	--

施工計画の提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。その場合、以下は記載しない。
(※提案を必ず求める場合など、本項目を使用しないときは削除すること。)

施工上配慮すべき事項に対する技術的所見	
簡易な 施工計画	(1) . . .
	(2) . . .
	(3) . . .
	(4) . . .
	(5) . . .

(注意事項)

- 1 記載枚数はA 4 用紙 1 枚にまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。
なお、図面等の参考資料の提出は認めない。
- 2 技術的所見による提案が適正と認められなかった場合は、標準案での施工を行うこと。

様式3

企 業 の 施 工 実 績 等

工事名

会社名：〇〇〇建設株式会社

工 事 名 称 等	同種・類似の区別	同種 ・ 類似 ・ なし
	工 事 名	令和〇〇年度 〇〇道路改良工事
	発注機関名	〇〇市
	施 工 場 所	浜松市〇〇区〇〇町地内
	契 約 金 額	(消費税込みの金額を記載すること)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体で受注した場合は単体として記載し、共同企業体で受注した場合は共同企業体名とその構成員を記載すること。また、出資比率、分担施工金額も記載すること。
	工 事 概 要	記載例 ・道路改良工事 工事延長 L=〇〇〇m 〇〇擁壁工 H=〇〇m L=〇〇〇m L型側溝工 L=〇〇〇m U型側溝工 B=〇〇〇mm H=〇〇〇mm L=〇〇〇m 下層路盤工 A=〇〇m ²
CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号：) ・ なし	
優良工事表彰の有無	あり (表彰工事名：) ・ なし	
イメージアップ表彰の有無	表彰あり (表彰工事名：) ・ なし 参加あり ・ 参加なし	
当該年度の受注工事件数 (業種：〇〇)	対象期間：参加対象案件と同業種において、同年度1年間に市と総合評価又は一般競争入札で契約締結した工事実績 ※該当する□にレ点をし、工事名称等を記載すること (2件まで) 受注件数 □0件 ☒ 1件 □2件以上 ①工事名称：令和〇〇年度 〇〇道路改良工事 当初契約金額： 〇〇〇〇〇円 契約日： 〇年 〇月 〇日 ②工事名称： 当初契約金額： 円 契約日： 年 月 日	
I S O 認証取得状況	IS09001 ・ IS014001 ・ エコアクション21 ・ なし 有効期限 年 月 日 年 月 日	
市内業者施工率	1 0 0 % ・ 8 0 %以上 ・ 8 0 %未満	
災害対応	災害協定締結の有無 あり ・ なし	
	災害基本法に基づく指定地方公共機関の指定 自社で応急危険度判定士を1名以上雇用	あり ・ なし あり ・ なし
水道夜間・休日緊急 修繕維持待機当番協力	該当 (地域内・地域外) ・ 該当なし	
障害者雇用の状況	1 法定雇用率以上の雇用をしている 2 法定雇用率を下回る雇用をしている、若しくは雇用していない	
浜松市高齢者活躍宣言事業 所の認定	あり ・ なし	
浜松市消防団協力事業所の 認定	あり ・ なし	
浜松市ワーク・ライフ・バラ ンス等推進事業所の認証	あり ・ なし	

健康経営優良法人の認定	あり ・ なし
浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	あり ・ なし
浜松市 CSR 活動表彰	あり ・ なし
地産品の使用状況	あり (%) ・ なし

注 1 自己評価申請書に記載した工事名称等を記載すること。

注 2 優良工事表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。

注 3 イメージアップ表彰において表彰実績がある場合は、表彰状の写しを添付すること。(当該評価項目は、下水道工事に適用)

注 4 当該年度の受注工事の対象は、参加対象案件と同業種において、同年度 1 年間に市と総合評価又は一般競争入札で契約締結した工事実績を記載すること。(当該評価項目は、特別簡易Ⅱ型で設定)

注 5 ISO9001、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。

注 6 市内業者施工率とは、今回の工事についての契約金額に対する自社施工分、市内本店業者及び市内に建設業の許可を受けた営業所を置く者への下請負額分の合計額(予定)の割合をいう。

注 7 浜松市と災害協定を締結している場合は、協定書の写しを添付すること。

自社で応急危険度判定士を雇用している場合は、登録証の写しを添付すること。(当該評価項目は、建築一式工事に適用)

注 8 水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力に該当する場合について、地域内とは当該工事の施工場所の属する地域の当番に登録がある場合をいい、地域外とは当該工事の施工場所の属する地域の当番に登録がない場合をいう。この場合の地域とは、①中央区・浜名区(都田地区・新都田地区)、②浜名区(旧浜北区)、③天竜区、④浜名区(細江地区・引佐地区・三ヶ日地区)をいう。(当該評価項目は、水道管工事に適用)

注 9 障害者雇用が法定雇用率以上のときは、障害者雇用状況内訳書(様式 3-2)を添付すること。

注 10 高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証及び外国人材活躍宣言事業所の認定とは、浜松市の各機関で発行する認定証等において認定・認証を受けていることが確認できる事業者であり、認定・認証期間中の者を対象とする。(認定書等の提出は不要。)

注 11 健康経営優良法人の認定期間中である場合は、それを証明する書類を添付すること。

注 12 浜松市 CSR 活動表彰とは、過去 2 年度中の「Star Prize 制度マイスター認定事業所の認定」又は「優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞」をいう。(表彰状の提出は不要。)

注 13 地産品の使用状況については、材料等を利用する率を記載するとともに、それを証明する書類を添付すること。

障害者雇用状況内訳書

(あて先) 浜松市長

所 在 地

名 称

代表者名

区 分	内 容
雇用労働者数	常時雇用労働者数 人 短時間労働者数 人
身 体 障 害	常時雇用 重度障害 (1・2 級) 人 (ダブルカウントしない実人員) 重度障害以外 人 短時間労働 重度障害 (1・2 級) 人 (ダブルカウントしない実人員) 重度障害以外 人
知 的 障 害	常時雇用 重度障害 (A) 人 (ダブルカウントしない実人員) 重度障害以外 人 短時間労働 重度障害 (A) 人 (ダブルカウントしない実人員) 重度障害以外 人
精 神 障 害	常時雇用 人 短時間労働 人

※障害者の雇用の促進等に関する法律で定義されている算定方法で法定雇用率以上の雇用をしている場合のみ、提出してください。

※短時間労働者とは、週労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。

※身体障害及び知的障害について、常時雇用の重度障害の方が 1 人いる場合は 2 人としてカウントします。また短時間労働者は重度の方が 1 人いる場合は 1 人、重度障害以外の方が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。

※精神障害について、短時間労働者が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。

様式 4

配置予定技術者等の資格・工事経験等

工事名

会社名： ○○○建設株式会社

配置予定技術者の氏名・年齢		○○ ○○ 生年月日：西暦 年 月 日 歳)	40 歳以下・女性
法令による資格・免許		(資格名：) (取得日： 年 月取得) (登録番号：)	
工事 経験 の 概 要	同種・類似の区別	同種 ・ 類似 ・ なし	
	工 事 名	令和○○年度 ○○道路改良工事	
	発注機関名	○○市	
	施 工 場 所	浜松市○○区○○町地内	
	契 約 金 額	(消費税込みの金額を記載すること)	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
	従 事 役 職		
	工 事 内 容	同種及び類似工事が確認できる内容を記載のこと。 (構造物形式、数量等を明記のこと)	
	CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号：) ・ なし	
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況	従事の有無	あ り ・ な し	
	工 事 名		
	発注機関名		
	工 期		
	従 事 役 職		
	本工事と重複する場合 の対応措置		
CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号：) ・ なし		
優秀技術者表彰の有無		あり (表彰工事名：) ・ なし	
配置予定技術者の 継続教育の取組み状況		1 各団体の推奨単位以上の取得あり 2 各団体の推奨単位以上の取得なし	

注 1 自己評価申請書に記載した配置予定技術者の資格・工事経験等を記載すること。

注 2 従事した工事経験を複数記載する場合又は複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。

注 3 年齢、法令等による資格・免許、雇用状況等が確認できる書類の写しを添付すること。

注 4 優秀技術者表彰に該当する場合は、表彰状の写しを添付すること。

注 5 配置予定技術者が継続教育の取組み状況に該当する場合は、各団体の推奨単位以上を取得していることを証明する書類の写しを添付すること。(当該評価項目は、土木一式、建築一式、舗装工事に適用)

当該工事の関連分野における技術的所見

工事名：

会社名：_____

(注意事項)

- 1 当該工事の関連分野における技術的所見がある場合は、評価加算するので、その内容等がわかるよう具体的な記載を心がけること。
- 2 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の添付資料は制限しない。

技 術 提 案 書

工事名：

会社名：_____

〇〇〇に対する技術提案

(注意事項)

- 1 当該工事の工事内容に対しての技術提案を記載してください。
(単純に共通仕様書等の内容を列記した記述は、評価しない。)
- 2 記載内容は具体的に記述するとともに、施工実績がある場合はそれを証明する書類を添付すること。
- 3 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の添付資料は制限しない。

材料の品質管理に係る技術的所見

工事名：

会社名：_____

〇〇〇に対する技術的所見

(注意事項)

- 1 当該工事の材料の品質管理に係る技術的所見を記載してください。
(単純に共通仕様書等の内容を列記した記述は、評価しない。)
- 2 記載内容は具体的に記述すること。
- 3 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の添付資料は制限しない。

10 前年度からの主な改正点

1 総合評価落札方式を採用する設計金額を引き上げる。(P 3、P 4)

(改正理由等)

近年の急激な物価変動等を踏まえて、次のとおり設計金額を引き上げる。

	改正前		改正後
簡易型	1億円以上	→	1億2,000万円以上
特別簡易Ⅰ型	3,000万円以上	→	3,500万円以上
特別簡易Ⅱ型	3,000万円未満	→	3,500万円未満

2 落札者の選定において、評価点が標準点(100点)を下回る場合の取扱いを明確にする。(P 7)

(改正理由等)

評価点が標準点(100点)を下回る場合の取扱いが不明瞭であったことから、評価点が標準点を下回ったときは、標準点を下回った評価点で評価することを明確にする。